

第9号議案

中間市事務分掌条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

中間市長 福田 浩

中間市事務分掌条例の一部を改正する条例

中間市事務分掌条例（平成17年中間市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

(17) 防災及び災害救助に関すること。 を

」

「

(17) 防災及び災害救助に関すること。 に

(18) 病院事業の清算及び同事業に係る諸証明に関すること。

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

中間市事務分掌条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 防災及び災害救助に関すること。</u></p> <p><u>(18) 病院事業の清算及び同事業に係る諸証明に関すること。</u></p> <p>市民部</p> <p>(略)</p> <p>保健福祉部</p> <p>(略)</p> <p>建設産業部</p> <p>(略)</p> <p>環境上下水道部</p> <p>(略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 防災及び災害救助に関すること。</u></p> <p>市民部</p> <p>(略)</p> <p>保健福祉部</p> <p>(略)</p> <p>建設産業部</p> <p>(略)</p> <p>環境上下水道部</p> <p>(略)</p>